# 検証委員会報告への対応について

1.	検証委員会報告への見解・・・・・ <i>・</i> ・・・・	• • • • • • • 1
2.	年金記録業務の適正執行に関する誓約・・・・・・	3
3.	年金記録問題検証委員会報告書11頁(抜粋)・・	4
	年金記録問題検証委員会サンプル調査(5000万の結果及び対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5件関係) ••••5
<b>5</b> .	「5000万件」の年金記録への対応・・・・・・	••••6~7
ŝ :	参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8~9
<b>(₽1)</b> \$ <b>3</b>	<b>沃咨判) 年全記録問題検証未員令起生妻について</b>	·

(別添資料)年金記録問題検証委員会報告書について

平成19年11月16日 社 会 保 険 庁

## 検証委員会報告への見解

総務省年金記録問題検証委員会は、社会保険庁が引き起こした年金記録問題について、国民の観点に立って、公正中立な立場から、徹底的な検証を行われ、その報告書では、年金記録問題発生の根本にある問題として、国民の大切な年金記録を正確に作成し、保管・管理するという組織全体としての使命感や、国民の信任を受けて業務を行うという責任感が決定的に欠如していたとされるなど、厳しい内容となっている。

私どもは、ご指摘を厳粛に受け止め、改めて国民の皆様に多大の不安とご 迷惑をおかけしたことについて、心からお詫び申し上げるとともに、けじめ を明らかにするため、以下の措置を講ずる。

### 1 給与の自主返納

大臣 給与 20% 2ヶ月 総額 54 万 2 千円 (※) 副大臣 給与 10% 2ヶ月 総額 28 万 8 千円 大臣政務官 給与 10% 2ヶ月 総額 21 万 2 千円 (※) 事務次官 給与 10% 2ヶ月 総額 24 万 2 千円 社会保険庁長官 給与 10% 2ヶ月 総額 21 万 2 千円

※ 大臣及び大臣政務官については、国会議員による寄付を制約した 公職選挙法及び特別職給与法の規定により、給与の 20%又は 10%を 単純計算した金額よりも、自主返納できる額が少なくなっている。

## 2 歴代事務次官及び社会保険庁長官について

検証委員会報告の指摘する責任について、その重さを十分認識し、率 直な反省を求めたい。

なお、既に本年6月、歴代事務次官、社会保険庁長官に対して、賞与相当額の全部の自主返納を既に求めたところである。

# 3 今後の改革への決意の表明

年金記録問題への反省を組織として受け止め、改革への決意を日々新たなものとするため、以下の措置を講じる。

- 〇過去の不適切な業務執行については、現在及び将来の職員が解決していかなければならないことから、「年金記録業務の適正執行に関する誓約」を、全国の社会保険事務所に張り出し、国民に対してお約束をする。
- ○「年金記録を確認する週間(仮称)」を設定し、毎年、本件の反省に立って、記録を確かなものとするための自己点検と、国民に積極的な確認を呼びかけ、相談に応ずることとする。

皆様に心 とプ 管理 不安とご心 ロセスにより生じたものであり、 からお詫びを申し上げます。 ステム 配をおかけしましたことを、 の運営についての長い年月にわたる問題点 問題につ いては、 社会保険庁における業務 国民の皆様に大きなご 深く反省し、 国民の

誠実に今後の業務執行にあたることを誓います。 保の重要性を胸に刻みながら、 もに、今回の問題を大きな教訓として、年金記録 も早い解決と社会保険庁改革の一層の推進に取 年金事業運営に携わる全ての職員は、 以下の点を基本原則とし 年金記録 り組むとと 問題 正確性確

底します。 とを再認識 年金 制度が国民の皆様の信頼があってこそ成り立 Ļ 安心と信頼をしていただけ る業務運営を徹

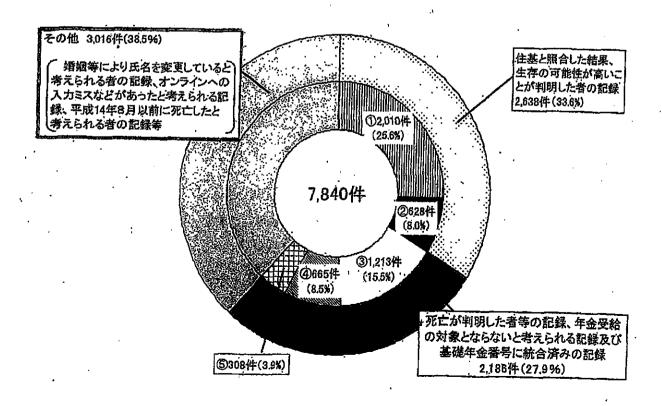
国民 する記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感と、 年金記 の皆様の信任を受けて業務を行うという責任感をも その業務にあたります。 録の管理について、 国民の皆様の大切な年金に関

社会保険庁が自ら点検するとともに、国民の皆様が年金記 の確認をしていただけるよう、分かりやすく情報提供を います。 裁定請求の時に確認すればよいとい 年金記録の正確性を常に確保する業務運営を行うため った考え方では

十九年十月三十一日 厚生労働大臣

# 《年金記録問題検証委員会報告書11頁(抜粋)》

・ 住基ネットと照合した結果、生存の可能性が高いことが判明した者の記録	33. 6%
(うち、オンラインで検索した結果、氏名、生年月日、性別が同じであって	(25. 6%)
基礎年金番号がある者の記録)①(番号は下記グラフに対応。以下同じ。)	
(うち、オンラインで検索した結果、氏名、生年月日、性別が同じであるが	(8.0%)
基礎年金番号がない者の記録)②	
・ 死亡が判明した者等の記録、年金受給の対象とならないと考えられる記録	27. 9%
及び基礎年金番号に統合済みの記録	
(うち、死亡が判明した者等(オンライン上死亡が判明した者、生存してい	(15. 5%)
る国内最高年齢者の年齢を超える者並びにその他の年金記録と照合した	
結果死亡の可能性が高い者及び住基ネットと照合した結果過去5年以内	, ,
に死亡した可能性の高い者)の記録)③ *	
(うち、年金受給の対象とならないと考えられる記録(全期間脱退手当金等)	(8. 5%)
を受給した者の記録、厚生年金保険の加入期間や国民年金の納付期間のな	
い者の記録))④	
(うち、平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録) ⑤	(3. 9%)
・その他	38. 5%
( 婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録、オンライ )	
ンへの入力ミスなどがあったと考えられる記録、平成14年8月以前に	
死亡したと考えられる者の記録等	,



年金記録問題検証委員会サンプル調査(5000万件関係)の結果及び対応

十並記域问處検証委員会サンプル調査(	$\mathbf{S} \cup \mathbf{O} $	ひわ件関係)の結果及び対応
記録の内容	割合	效
1 住基ネットと照合した結果、生存の可能性が高いことが判明した者の記録	33.6%	
① オンラインで検索した結果、氏名・生年月日・性別が同じであって基礎年金	(25. 6%)	① 名寄せ (第1次) で対応
番号がある者の記録		
② オンラインで検索した結果、氏名・生年月日・性別が同じであって基礎年金	(8.0%)	② 住基と突合し居所情報を取得した上で、お知らせを送
番号がない者の記録	' ' '	付することを検討(名寄せ後)
2 死亡が判明した者等の記録	27.9%	17 V - C CIXII (III) C IX
① 死亡が判明した者等 けがりと死亡が判明した者、生存している国内最高年齢者の年		① 5千万件と基礎年金番号で管理されている遺族年金の
齢を超える者、その他の年金記録と照合した結果死亡の可能性が高い者、住基ネットと照合し		基礎となる記録との名寄せで対応
た結果過去5年以内に死亡した可能性の高い者)の記録		未支給年金については、公報等により該当者の申出を受
		ける等の方策を検討
② 年金受給の対象とならないと考えられる記録(全期間脱退手当金等を受給した	(8, 5%)	2 _
者の記録、厚生年金保険の加入期間や国民年金の納付期間のない者の記録)		
③ 平成 18 年 6 月 1 日以降基礎年金番号に統合済みの記録	(3.9%)	3 -
3 その他(婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録、オンラインへの入力ミスなどが	38.5%	
あったと考えられる記録、平成 14 年 8 月以前に死亡したと考えられる者の記録等)		
① 氏名等が空欄	(5.9%)	① 氏名等のない記録の補正で対応、名寄せ実施
3-2 それ以外で残る「その他」	32. 6%	
① 婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録	(7.7%)	① 旧姓での職歴等の申出をしていただき、相談を通じ記
	,	録を確認(広報はじめ様々な手段により徹底周知)。ま
	🛴	た、個別調査・照会の方策等を検討。
② 死亡したと考えられる者の記録	(6.5%)	② 2①に同様
③ 漢字計変換の使用	])	③ 名寄せ (第1次・第2次) で相当部分を対応。名寄せ後に残る
	*	ものは、氏名等のない記録と同様に補正を行い、本人確
	(18. 4%)	認作業へ
④ 過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記ミス、海外居住者 など		④ 濁点有無等は名寄せ (第1次·第2次) で対応。それ以外は台
		帳との突合せ など
*は社会保険庁による推計値である		

<sup>\*</sup>は社会保険庁による推計値である。

# 「5千万件」の未統合の年金記録への対応について

- 1 来年3月までを目途に実施をお約束したのは、「コンピュータ上で、5千万件の名寄せと、その結果記録が結びつくと思われる方々へお知らせ」をすることである。
  - (注1) お知らせの後、ご本人の確認をいただいて記録の統合(結び付け)を行うこととなるので、これらの記録について、来年3月までに統合がすべて完了するわけではない。
- 2 名寄せの結果、名寄せだけでは結びつかない記録が明らかとなってくるが、これらについては、具体的内容ごとに仕分けをし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を行っていく。

これらは、来年4月以降も続く取組となる。

- (注2) これらの記録の内容の例としては、婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録、死亡したと考えられる者の記録、漢字カナ変換に起因する氏名の相違等が挙げられる。このほか、氏名や年齢を正しくお届けいただいていないような記録等は、名寄せはもちろん、その後の作業においても解明できないものとして残り得る。
- 3 さらに、来年4月から10月までを目途にすべての年金受給者と現役加入者の方にお知らせを行い、これをきっかけとしたお問い合せにより記録の確認を行う。 こうした取組によっても、名寄せだけでは結びつかなかった記録の統合が行われていくこととなる。

# 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について(抜粋) (年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ(平成19年7月5日))

## 1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000 万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

## 【明らかとなった問題】

平成9年の基礎年金番号導入以来、それ以前に交付された年金手帳の記号番号を基礎年金番号の下に統合し 管理してきているが、未だ基礎年金番号の下で管理されていない記録が約5000万件ある。

なお、これらはすべて、年金記録の原簿であるオンラインシステム上の記録(以下「コンピュータの記録」 という。)として収録・管理されており、記録そのものが失われたものではない。また、この中には、死亡し た者の記録や受給資格に結び付かない記録が含まれている。

## 【直面する問題への対応】

「5000万件」の記録とコンピュータの記録との名寄せ作業について、下記により実施する。

## ① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880 万件」の記録を含め、「5000 万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】

## ② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000 万件」の記録の内容を解明して公表する。 (以下、略)

œ

# 名寄せ・統合等の定義について

用語	定義	
名寄せ	基礎年金番号で管理している記録と基礎年金番号が付番されず、基礎年金番号導入前の年金手帳記号番号で管理している記録(以下「年金手帳記号番号記録」という。)を、氏名、生年月日及び性別の三つの情報等を用いて突き合わせ、記録と記録が結びつく可能性のある者を特定すること。	
突合	データとデータを突き合わせること。現在は、「突き合わせ」という用語で統一。	
統合	本人による確認を経て、基礎年金番号で管理している記録と年金手帳記号番号記録を結び付けること。	
照合	オンライン記録とマイクロフィルム等で管理している記録を照らし合わせ確認すること。(「経済財政改革の基本方針2007」で用いられた。)	

- ※ 7月5日の「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録体制の確立について」における用語も本資料と同様の意味である。
- ※ 当初は「突合」という表現を広く使っていたが、わかりにくいとの指摘があり、「突き合わせ」という表現に置き換えるとともに、「名寄せ」と「突き合わせ」の用語の関係を明確化した。

## 年金記録問題検証委員会報告書について

平成 19 年 11 月 社 会 保 険 庁

#### 主な指摘事項等

#### 今後の対応等

#### I 年金記録問題発生の根本にある問題

- ・ 年金記録の正確な作成と管理について、厚生労働 省及び社会保険庁の組織全体としての使命感や 責任感が決定的に欠如。
- 「裁定時主義」は安易な考え方。

#### Ⅱ 年金記録問題発生の直接的な要因

- ○5,000 万件の未統合記録に関するサンプル調査の 結果
  - 7,840件を住基ネット等と照合した結果、
  - ①生存の可能性が高い者の記録 33.6%
  - ②死亡が判明した者等の記録 27.9%
  - ③今回の調査では詳細が判明しない者の記録 (38.5%)

氏名等が空欄

5.9%

それ以外

32.6%

(婚姻等で氏名を変更したと考えられる者)

(死亡したと考えられる者)

(漢字カナ変換の使用、転記ミス等)

なお、本来の生年月日が「1」日、「10」日、「20」 日、「30」日等に「丸め」て記載されている記録が みられる。(0.7%) ・報告書の趣旨を全職員に徹底し、年金記録が国民一人ひとりにとっていかに大切なものであるかを再確認した上で、来年3月までの名寄せの実施や来年 10月までのお知らせの送付等に向けて組織の総力を挙げて取り組む。

(参考:10月31日 年金記録業務の適正執行に関する誓約)

・また、年金記録の本人による確認の重要性に鑑み、インターネットによる照会対応を推進するとともに、「ねんきん特別便」に引き続き、平成21年度以降毎年すべての加入者に対して「ねんきん定期便」を送付。

7月5日の対策等を着実に実施。名寄せの結果、名寄せだけでは結びつかない 記録が明らかになってくるが、これらについては、その具体的内容ごとに仕分け をし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を 行っていく。具体的には

- ・氏名等が空欄である記録は、現在実施中の記録の補正作業後、名寄せに組み込まれる。婚姻等で氏名を変更したと考えられる者の記録(7.7%)は、広報を始め様々な手段を通じて徹底した呼びかけを行い、旧姓での職歴等の申出をいただき、相談を通じて記録を確認する等で対応。
- ・死亡したと考えられる者の記録(6.5%)は、遺族年金の基礎となる記録との名寄せ、該当者の申出を受ける等で対応。
- ・漢字カナ変換、転記ミス等(18.4%)は、名寄せ、台帳との突き合わせ等で対応。
- ・年金手帳記号番号払出簿等を参照することにより生年月日の補正を行うことが 可能であり、現在、こうした方法により、補正を進めているところ。

- 不備データが存在すること等の原因の指摘
  - ・入力ミス、氏名等の軽視、漢字カナ自動変換システム。
  - ・システムの開発・運用について、事業者に依存。 内部の人材育成が不十分であり、記録誤りの防止 等に必要な業務及びシステムの見直しが遅延。

- 〇1,430 万件(厚生年金保険)及び36 万件(船員保 険)のサンプル調査の結果
  - ・約1,430万件 オンラインに収録済み15.2% 生存見込み判明4.1%
  - ・約36万件 オンラインに収録済み60.3% 生存見込み判明1.4%
- 年金保険料の横領等に関する調査の結果
  - ・納付拒否者に対して催告等が行われない仕組みを 悪用。

・未納者全員に対する催告等が完全に実施されていたとは認められず、横領事案が必ず発覚すると言い切ることはできない。

- ・平成 19 年度から 20 年度にかけて「ねんきん特別便」をすべての年金受給者及び現役加入者に送付し、また、平成 21 年度以降は「ねんきん定期便」をすべての現役加入者に送付し、本人による定期的な年金記録の確認とこれをきっかけとしたお問合せにより、記録を訂正・統合。
- ・人材育成の観点では、IT教育及び民間からの中途採用等について、継続的に 積極的な取組みを行う。
- ・国と日本年金機構におけるシステム開発・管理に係る役割分担を明確にした上で、両者参画のシステム開発委員会において、システム開発・運用、システム 監査機能の拡充に向けて検討を重ね、日本年金機構設立時には万全の組織的対応を行う。
- ・7月5日の対策に基づき、マイクロフィルムのデータを磁気化した上、名寄せ を実施し、その結果に応じ、来年5月までを目途として、お知らせを送付。

- ・不正防止の観点から、納付拒否登録を特に厳格に審査することとしている。
- ・収納対策の観点から実施する未納者区分の細分化のための調査・整理に併せて、 納付拒否者の実態についても確認・再整理を行う予定。
- ※ 社会保険庁が公表した年金保険料の横領事案 24 件中、納付拒否登録を悪 用して横領の判明を遅らせようとした事案は1件。
- ・現在、未納者に対しては、催告状の送付のほか、電話による督励、国民年金推 進員による戸別訪問など、様々な未納者対策を実施しており、全未納者に対し て少なくとも年1回は必ず催告等を行なっている。
- ・また、平成 17 年度からは、当該年度において 1 月分でも国民年金保険料を納付した者全員に対して、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発行しており、これによっても、納付したにも関わらず納付記録では未納となっている事実があれば確認できる仕組みとなっている。

### Ⅲ 年金記録問題の間接的な要因(組織上の問題)

・三つのグループ(本省採用 I 種、本庁採用 II 種・III 種、地方採用 II 種・III種)が、組織としての一体性を欠いたまま存在し、ガバナンスが不足。

- ・業務の機械化計画やオンライン化計画などに、自治 労国費評議会が強く抵抗。当局と職員団体との間の 多数の覚書、確認事項等が近年まで存在。
- IV 年金記録問題発生の責任の所在
- ・年金記録問題の直接的な要因に係わった職員や関係 部署の責任者、社会保険庁長官を始めとする幹部職 員、事務次官を始めとする厚生労働省本省の幹部職 員、及び厚生労働大臣に、それぞれ責任がある。

- ・現在、職員が一体となって総合力を発揮できる組織とするため、各幹部職員ポストについて、本省 I 種職員、本庁職員、地方職員を固定化することのない人事運用をするほか、以下のような取組を進めているところ。
- ①ガバナンスの確保された組織を確立のため、I種職員の配置
- ②専門家・熟達者の養成のため、在任期間3年以上を基本としつつ、計画的な 人事配置及び他機関との人事交流を推進
- ③組織全体の活性化のため、本庁と事務局間、及びブロック内事務局相互間等 の広域人事異動を推進

今後、引き続きこの改革を推し進めるとともに、平成 22 年 1 月に新たに設立される日本年金機構においては、国民の目から見ても透明性の高い風通しの良い組織、国民の声が反映される組織づくりを着実に行う。

・各方面の懸念や批判などを受けて、地方段階で交わされた確認事項等も含め、 平成17年2月3日までに全て破棄済。

(参考:報告書を真摯に受け止める旨の自治労書記長名の11月1日付談話あり)

- ・過去の不十分であった点を深く反省し、報告書をしっかりと受けとめ、年金記録問題の解決と新たな日本年金機構の設立に向けて社会保険庁改革の一層の推進に取り組む。
- ・また、国民の皆様に多大の不安とご迷惑をおかけしたことについて、心からお詫びするとともに、現に任にある者として、けじめを明らかにするため、大臣にあっては給与の20%・2ヶ月分、副大臣、大臣政務官、事務次官及び社会保険庁長官にあっては、給与の10%・2ヶ月分をそれぞれ自主返納。
- ・さらに、歴代事務次官、社会保険庁長官にあっては、報告書において指摘されている責任の重さを十分認識し、率直な反省を期する。
- ・なお、既に本年6月、年金記録問題についての反省と改革への姿勢を国民の皆様に目に見える形でお示しし、そのけじめをつける意味で、歴代の事務次官、社会保険庁長官を始めとする地方事務局を含めた社会保険庁幹部及び現役の全職員に対し、賞与相当額の全部又は一部の自主返納を求めたところ。

#### Ⅴ 今後の教訓

- ・社会保険庁は、組織及び業務の管理・運営に関して、 ガバナンスを確立し、改革を推進すること
- ・記録管理の重要性を認識したシステムの管理・運用 体制を整備すること。
- ・横領等事案の発生防止のための内部事務管理態勢を 構築すること。
- ・国民の側の監視と協力も重要

- ・教訓を重く受け止め、その具体化と実現に全力を挙げる。
- ・国民一人ひとりの年金記録の重要性に立脚した業務運営と職業意識を確立し、 社会保険オンラインシステムについても、報告書の内容を十分踏まえ、最適化 に向けた取組を進める。
- ・来年3月末を目途として、社会保険事務所における国民年金保険料の現金収納 の原則廃止等を検討しているところであり、今後とも、不正事案の防止対策に 努める。
- ・今後、毎年 11 月第 1 週を「年金記録を確認する週間」とし、国民にも積極的な記録の確認を呼びかけ、充実した年金相談に取り組む。